

住民登録・国民健康保険の いっせい調査について

☆…豊島区では、7月13日から8月13日まで、私たちにとってもっとも大切な、住民登録と国民健康保険についての調査をいっせいに行ないます。次のお尋ねすることからについては、お留守でもわかるようにしておいてください。…☆

お尋ねすること

- ◎ 家族・同居人・使用人などの状況
- ◎ 住民登録の有無
- ◎ 医療保険などの加入の有無

戸籍課から

区役所では毎年一回住民登録と、区民の居住の実態とを一致させるため、上記の調査をして、あなたの住民票の整備を行なっています。調査員が、各家庭を訪問して、お聞きしますのでご協力ください。

—— 住民登録 ——

住民登録に関する届け出は、住民登録法によって、世帯主が届け出なければならないことになっております。

届け出を行なうのは次の場合です。

- ◇ 新しく豊島区内に住所を定めたとき (転入)
- ◇ 豊島区内で住所を移したとき (転居)
- ◇ 住所は変わらないが、いままでの世帯が分かれたり、合併したりしたとき。また世帯主が変わったり、世帯主の続柄が

変わったとき (変更)

以上の場合、それぞれ新しい住所を定めた日、または変更があった日から14日以内に転入届・転居届・変更届を提出しなければなりません。

- ◇ 国外に移住 (移民、長期出張) するときは、そのことがきまったときから今までの住所を離れるまでの期間に、国外移住届を提出しなければなりません。

—— 住民登録の届け出を怠っていると ——

- ◇ 選挙人名簿にあなたの氏名がのりません。
- ◇ 印鑑証明を受けることができません。
- ◇ 住民票の謄本や抄本を受けることができません。

- ◇ 福祉年金、生活保護などが受けられません。
- ◇ 国民健康保険に加入できません。従って住民登録に関する届け出は、期間内に必ず行なうようにして下さい。

あなたは保険証をおもちですか！

☆…まだどの医療保険にも加入していない人は、調査員がお伺いしたときにその旨お申し出ください。…☆

国民健康保険課から

区内に住所を有する人は、すべて豊島区の国民健康保険に加入しなければなりません。これは、いわゆる強制適用保険であって、次に掲げる人たちは、自由に加入したり、脱退したりすることはできないのです。

- ◇ すでに職場の健康保険や船員保険、日雇労働者の健康保険に加入している人とその家族。
- ◇ 公務員や教職員の共済組合に加入している人とその家族。
- ◇ 生活保護を受けている世帯の人。
- ◇ 外国人および世帯主が外国人である家族。
- ◇ 業種別の国民健康保険組合に加入している人。

上記の資格条件を備え、区の国保に加入しなければならない人で、まだお届けのすんでいない人は、調査員にその旨お申し出ください。もしお留守などで調査もれになった人は、至急に区役所国民健康保険課または出張所へお届けください。

- ◎ なお今回の調査後に、上記のような被保険者としての資格事由の生じた人は、そのつど10日以内に。また現在国保に加入している人が、転出したり、就職して職場の健康保険などに加入して被保険者としての資格を失ったとき、または住所の変更、世帯主の変更などがあったときは、「国保の保険証」をそえて、必ず10日以内に区役所国民健康保険課または出張所へお届けください。

お問い合わせは……

豊島区役所戸籍課

国民健康保険課

電話 大代表 (981) 1 1 1 1

内線 262 (戸籍課)

〃 275 (国保課)